

八王子市デジタル地域通貨

基 本 方 針

令和5年（2023年）9月策定

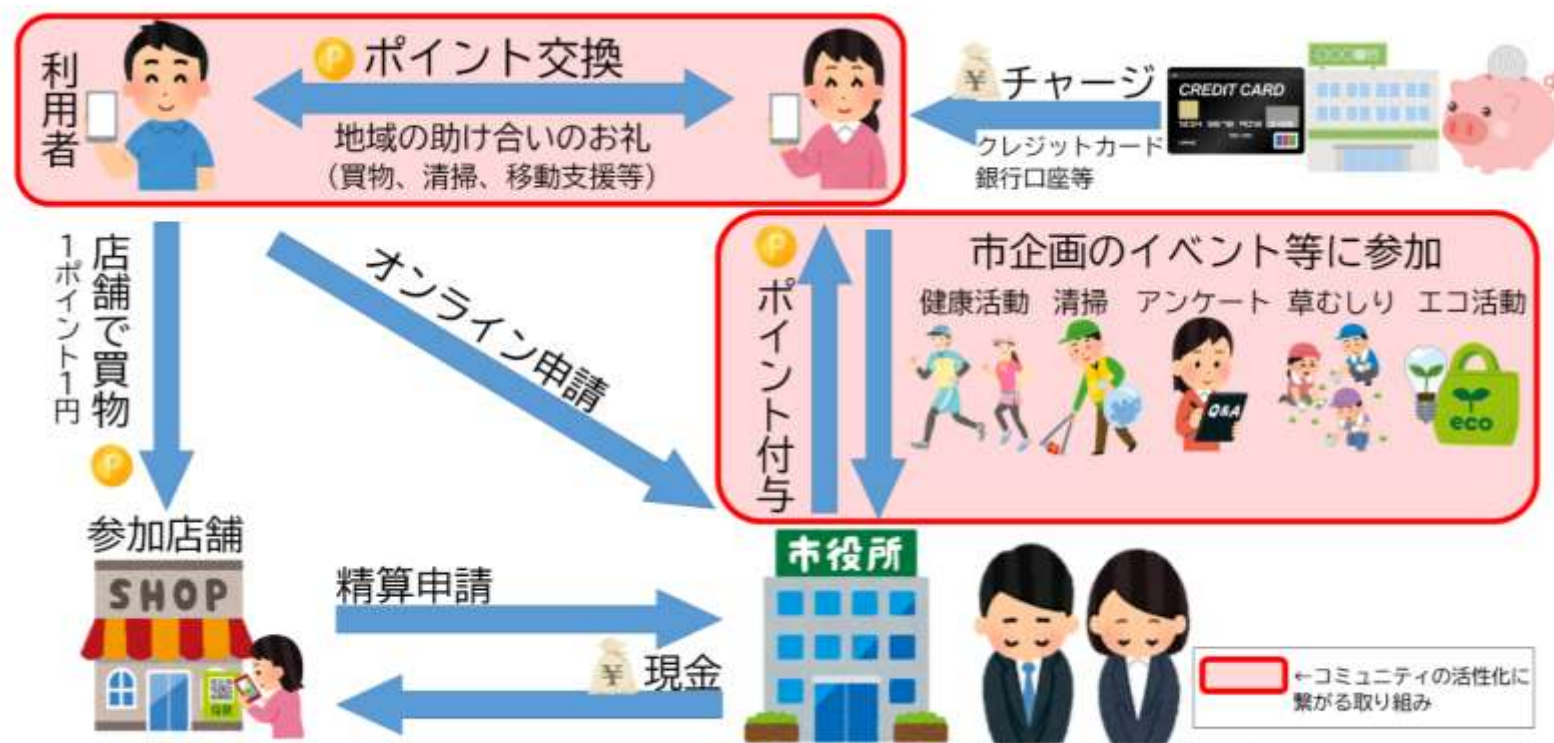
目次

第1章	八王子市デジタル地域通貨の概要	1
第2章	経過と取組	2
1	利用媒体の選定	2
2	検討会・幹事会の設置	3
3	愛称公募	4
4	デジタル地域通貨アプリのリリース	5
第3章	活用方針	7
1	方針	7
2	方針を踏まえた今後の取組	8
(1)	地域活動への参加によるポイント付与	8
(2)	限定品の購入	9
(3)	ふるさと納税との連携	9
(4)	プッシュ通知の活用	10
(5)	電子スタンプの活用	10
(6)	利用者間でのポイント交換	11
(7)	各種オンライン申請手続きにおける手数料の支払い	11
(8)	歳入確保	12
(9)	ポイント抽選	12
(10)	既存システムとの連携	13
(11)	給付金等をポイントで交付	13
第4章	効果検証	14
1	検証時期	14
2	検証方法	15

第1章 八王子市デジタル地域通貨の概要

八王子市デジタル地域通貨とは、「地域コミュニティの活性化」及び「地域経済の活性化」を目的として、八王子市内にある登録店舗（飲食や買物等）でのみ利用可能な八王子市専用の電子通貨（お金）です。

本市においては、デジタル地域通貨の機能の一つである利用者同士によるポイント交換機能を活用し、地域コミュニティ内における買い物や移動のお手伝い等のお礼をポイントで行うなど、地域コミュニティの活性化に重点を置いた取組を進めていきます。また、観光等で八王子市に訪れた方も利用できることから、市外からの資金獲得だけでなく、交流人口・関係人口の増加を促すきっかけになることが期待できます。



将来的な八王子市デジタル地域通貨のイメージ図

第2章 経過と取組

1 利用媒体の選定

デジタル地域通貨の利用方法には主に以下の2つがあります。

種別	メリット	補足
ネイティブアプリ	・動作が速い ・プッシュ通知が使える ・機能拡張等の汎用性が高い	Google Play や App Store からダウンロードできるスマートフォンアプリのこと。
Web アプリ	・アプリケーションストアによる内容制限や利用手数料がない ・短い開発期間及び低いコストで実装可能 ・スマートフォンへのインストールが不要	インターネットブラウザから直接操作するアプリのこと。

ネイティブアプリと Web アプリとでは、機能が異なっているため、導入目的に応じて適切な媒体を選択することが重要になります。本市のデジタル地域通貨の目的については、「ポイント付与」と「電子通貨」の機能を活用して地域コミュニティ及び地域経済の活性化を図ることとしています。そのため、本市の利用媒体については、付与するポイントの種類に応じた様々なシステムの拡張ができること、また、市民へのお知らせツールとしての活用ができることを考慮し、ネイティブアプリを採用することとしました。

一方で、電子通貨には、「紙媒体」と「電子媒体」によるサービスの利用方法がありますが、本市では、令和4年（2022年）の市政世論調査（回答数 2,596 件）結果におけるスマートフォンの所有率や、将来的なスマートフォン活用の拡充を考慮して、電子媒体のみで利用することとしました。

なお、デジタルデバйд対策としては、本市の主要駅（八王子駅、高尾駅、南大沢駅）に対面による設定支援窓口を開設するとともに、スマートフォンの体験会や相談会を実施することで、スマートフォンの操作に不慣れな方もデジタル地域通貨アプリを活用できるような支援を実施していきます。

※令和4年市政世論調査結果：スマートフォンの所有率 88.3%（うち、65 歳以上は 75.8%）

2 検討会・幹事会の設置

本市では、デジタル地域通貨の導入に向けて、令和5年（2023年）4月に15部署の部課長を委員とした「デジタル地域通貨の活用に関する庁内検討会・幹事会（以下、「検討会等」という。）」を設置しました。検討会等では、これまでデジタル地域通貨の運営事業者の選定に必要な要件やデジタル地域通貨の愛称決定、本基本方針の検討等、様々な議論を進めてまいりました。

決定月	主な議論内容
5月	八王子市デジタル地域通貨導入等業務委託における運営事業者募集要領等の決定
8月	八王子市デジタル地域通貨の愛称決定

検討会等における議論の中では、「デジタル地域通貨を将来的にいかに継続して利用していくか」が課題となり、今回導入するデジタル地域通貨を単なる通貨として利用するのではなく、将来的に様々な行政目的を果たすコミュニティツールとして活用していくこととしました。今後、「第3章活用方針」に基づき、事業を展開するために必要となる具体的な方法等を議論し、市民の皆様が将来的にデジタル地域通貨を継続して利用したくなるような取組を進めていきます。

3 愛称公募

八王子市デジタル地域通貨の愛称は、多くの市民の方に親しんでもらうために、市ホームページ等を用いて、広く公募しました。

多くの方々に応募していただき、検討会等で選定した結果、愛称は以下に決定しました。

愛称 桑都パイ

なお、愛称の公募開始から決定までのスケジュールは以下のとおりです。

日付	内容	
7月初旬	以下の施設等へ右図チラシを掲示及び配布し、愛称の公募を行った。	
	掲示及び配布場所	
	市広報	市民センター 18 か所
	市SNS	長房ふれあい館 1 か所
	本庁舎	大学コンソーシアム 25 加盟校
	図書館 9 か所	コミュニティバス 3 コース
	市営駐車場 1 か所	
7月中旬	愛称公募締切 応募総数 762 件	
7月下旬	検討会等による愛称候補の決定	
8月上旬	愛称の決定	
8月下旬	プレスリリース等による愛称の公表	

地域通貨愛称大募集

応募はこちら
(二次元コード)

**令和5年(2023年)10月に開始予定の
八王子市デジタル地域通貨について、
皆様から愛称のアイデアを募集します！**

応募期限
**令和5年(2023年)
7月20日(木)**

デジタル地域通貨とは？
スマートフォンアプリでチャージをして、市内の登録店舗で支払い
ができる地域限定の通貨です。使える地域が市内に限定されるた
め、地域経済の好循環に寄与するとともに、ポイント付与機能を活
用することで地域コミュニティの活性化が期待できます。

募集内容	八王子市デジタル地域通貨の愛称
募集期間	令和5年(2023年)7月1日(土曜日)から7月20日(木曜日)まで
応募要件	・「八王子市」の地域やイメージにふさわしいもの ・親しみやすく、覚えやすいもの ・自身が創作した未発表のもので、第三者の知的財産権(商標権など)を侵害しないもの
応募資格	どなたでも応募できます。 ※18歳未満の方は、保護者の同意を得たうえで応募下さい。
応募方法	専用のWeb募集フォームから応募 ※右上の二次元コードをスマホ等で読み取り、専用フォームから必要事項を入力して応募下さい。
愛称発表	八王子市ホームページで公表します。
その他	・応募は一人につき1回までとします。 ・応募に伴う通信料は、応募者の負担となります。 ・応募数ではなく、理由なども参考にして愛称を選定します。 ・応募いただいた愛称を一部修正する場合があります。 ・選定方法や結果に関する問い合わせについてはお答えできません。 ・応募いただいた方の個人情報は、愛称募集に関わる事項以外には一切使用しません。 ・採用する愛称に関する一切の権利は八王子市に帰属するものとします。 ・採用する愛称は、広報紙やホームページへの掲載など、広く使用します。 ・採用する愛称の応募者には特典を差し上げます。(採用愛称の応募者が多数の場合は抽選とします。)
問い合わせ	八王子市デジタル推進室(デジタル基盤活用担当) 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号 TEL:042-620-7259 FAX:042-627-5939

あなたのみちも、
あるけるまち。

4 デジタル地域通貨アプリのリリース

(1) 内容

令和5年（2023年）10月に主に以下の機能を有した八王子市デジタル地域通貨のアプリ（以下「本アプリ」という。）の利用を開始します。
令和5年度（2023年度）については、チャージ時にチャージ金額の30%（上限9,000円）をプレミアムポイントとして即時付与することで、地域経済の活性化を図るとともに、多くの市民の皆様へデジタル地域通貨アプリに慣れ親しんでもらいます。

機能	内容
チャージ	利用者が任意の手段により、本アプリへチャージ（購入）を行うこと →クレジットカード、コンビニATMでチャージ可能
支払い	八王子市内にある登録店舗で、利用者が自ら二次元コードを読み込み支払うこと →1ポイントを1円で支払可能
ポイント付与	特定条件を満たした利用者へポイントを付与すること →イベント参加者へのポイント付与
プッシュ通知	スマートフォン上にお知らせを表示すること →行政情報の配信
本人認証	SMS認証を用いて本人認証すること ※マイナンバーカード認証による本人確認は令和5年度（2023年度）末までに実装予定
広告表示	行政広告や民間広告の画像を表示すること

（２）参加店舗の開拓

デジタル地域通貨は、参加店舗が多い程、利用が増える傾向にあり、また、利用者が多い程、参加店舗が拡大するという関係性があります。そのため、本市では、「八王子商工会議所」や「八王子市商店会連合会」と連携を図りながら、市内の参加店舗の開拓を進めていき、八王子市デジタル地域通貨の利用を促進していきます。

なお、令和５年度（２０２３ 年度）については、店舗の皆様が本アプリへ気軽に参加できるように、「振り込み手数料の無料」、「事業者向け説明会の複数回実施」、「専用コールセンターの開設」等を実施します。

（３）利用者への支援

本アプリを市民の誰もが安心して利用してもらうために、市内主要駅（八王子駅、高尾駅、南大沢駅）近隣に設定支援窓口を開設し、スマートフォンの操作が苦手な方々の支援を実施します。

また、本アプリの利用に関する不明点等を相談できる専用のコールセンターも同時に開設します。

（４）イベントにおける本アプリの活用

本アプリの周知を図る目的として、本市で開催する以下のイベント参加者に対しポイントを付与します。来場された方全員へのポイント付与ではなく、催しへの参加等の条件をクリアした方に対し、1,000 ポイントを上限にポイントを付与することで、イベントにおけるにぎわいの創出を図ります。

開催日	イベント名
令和５年（２０２３ 年）１０月２８日（土）～ ２９日（日）	八王子フードフェスティバル
令和５年（２０２３ 年）１１月４日（土）～ ５日（日）	日本遺産フェスティバル

第3章 活用方針

1 方針

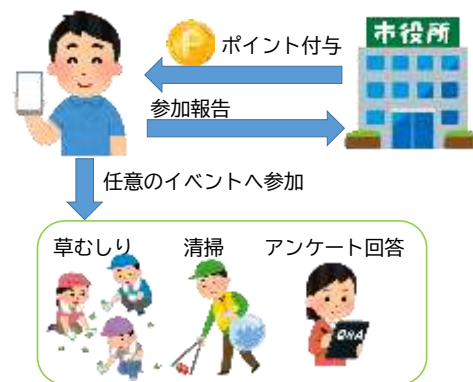
前章における八王子市デジタル地域通貨の取組から、多くの市民が本アプリをダウンロードし、利用することが期待できます。このため、令和6年度（2024年度）以降については、この状況を最大限に活用できるよう、以下に示す方針に基づき、「地域コミュニティの活性化」及び「地域経済の活性化」に繋がる事業を展開していきます。

- （１）民間電子通貨との差別化を図るため、人と人とのつながりに重点を置いた施策展開を進めること
- （２）各部署の事業において本アプリを積極的に活用し、市民の利便性向上を図ること
- （３）持続的な運用が可能となるよう歳入の確保に努めること
- （４）本アプリ利用者のビッグデータを活用した新たな施策展開を進めること

2 方針を踏まえた今後の取組

以下に掲げる取組は、先行他自治体や当地の商工会等で既に実施している活用例になります。本市においては、今後、これらの活用例も参考にしながら、各部署が本方針に基づき具体的な施策を検討していきます。なお、活用例ごとに本市の方針を分類しています。

(1) 地域活動への参加によるポイント付与

方 針	(1)、(4)	イメージ図 
内 容	自治体が指定したボランティア等の参加者やアプリを通じてアンケート等に回答した市民に対し、ポイントを付与する。	
メリット	・ ボランティア等への参加に対するきっかけづくり。 ・ アンケート回答による市政への関心を向上させる。	
実施エリア	豊中市内、高松市内 等	

(2) 限定品の購入

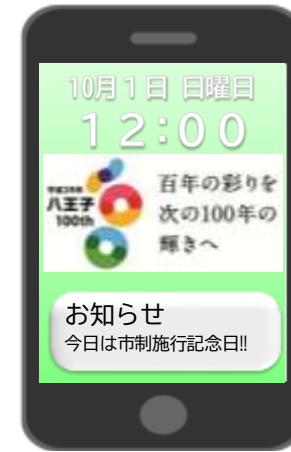
方 針	(1)	イメージ図 ポイントでのみ購入 音楽フェス 3月19日 TICKET スポーツ観戦 10月9日 TICKET 規格外食品等
内 容	法定通貨では入手できないデジタル地域通貨でのみ購入できる限定品を用意し、デジタル地域通貨の利用を促進する。 例：自治体のゆるキャラグッズ 地元アーティストのライブチケット 地元プロスポーツの試合観戦チケット 規格外の野菜等（フードロス対策）	
メリット	・ デジタル地域通貨利用におけるインセンティブになる。	
実施エリア	三鷹市内、さいたま市内 等	

(3) ふるさと納税との連携

方 針	(1)、(3)	イメージ図 返礼品をポイント に選択する 市役所 ポイント付与
内 容	ふるさと納税の返礼品としてポイントを付与する。	
メリット	・ ふるさと納税の活用方法を拡充できる。 ・ 歳入が増加する。	
実施エリア	平塚市内、渋谷区内 等	

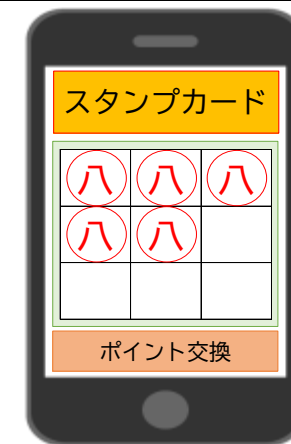
(4) プッシュ通知の活用

方 針	(2)	イメージ図
内 容	市民に周知したい情報をスマートフォンのホーム画面に表示させる。	
メリット	・利用者に市政情報が高い確率で周知ができる。	
実施エリア	三鷹市内、高松市内 等	



(5) 電子スタンプの活用

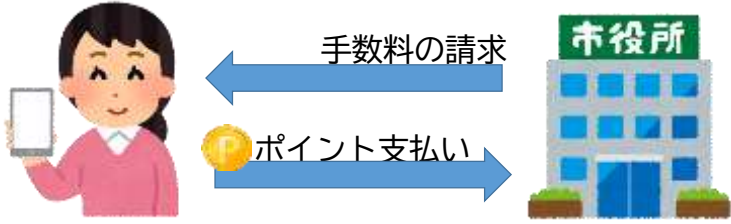
方 針	(1)、(2)	イメージ図
内 容	再生資源の持ち込み等でスタンプを付与し、一定数でポイントと交換ができる。 特定の場所へ行くとスタンプを付与し、一定数でポイントと交換ができる。	
メリット	・エコ活動へのインセンティブになる。 ・まち歩きによる魅力が発見できる。	
実施エリア	豊中市内、高松市内等	



(6) 利用者間でのポイント交換

方 針	(1)	イメージ図 
内 容	地元町内会等の会員同士における簡易な助け合いのお礼をポイントで渡す。 例：掃除や買物のお手伝い 子どもの見守り 高齢者等の移動支援 など	
メリット	・住民相互の助け合いを促進する。	
実施エリア	三鷹市内、飛驒市内 等	

(7) 各種オンライン申請手続きにおける手数料の支払い

方 針	(2)	イメージ図 
内 容	発行手数料等が必要な各種申請をオンラインで行う場合、その手数料の支払いをデジタル地域通貨のポイントで行う。	
メリット	・市窓口の混雑が緩和する。 ・行政手続きの利便性が向上する。	
実施エリア	木更津市内 等	

(8) 歳入確保

方 針	(3)	イメージ図
内 容	以下の有料広告を掲載し、歳入を確保する。 ア 静止画像を表示する。 イ ショート動画を表示する。 ウ プッシュ通知による静止画像を表示する。	
メリット	・歳入が増加する。 ・イベントの周知ができる。	
実施エリア	高松市内 等	

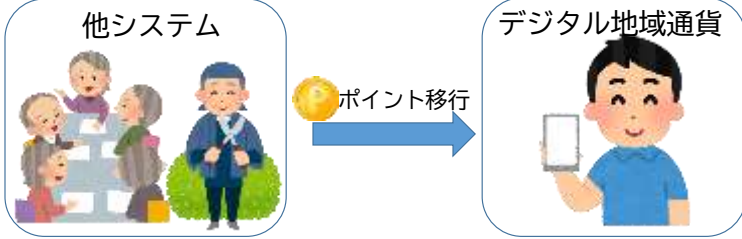


(9) ポイント抽選

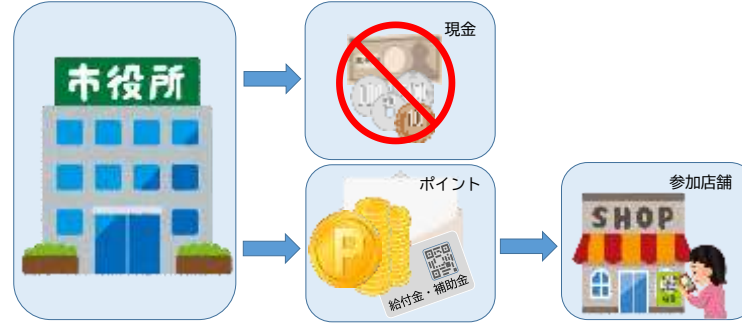
方 針	(3)、(4)	イメージ図
内 容	ポイントで観光名所ツアー、又は食べ物等が抽選で当たるくじ等を販売する。	
メリット	・ポイントの流通を促進する。 ・利用者へ買物以外の楽しみ方を付与する。 ・残ポイントを有効活用できる。	
実施エリア	高松市内 等	



(10) 既存システムとの連携

方 針	(2)	イメージ図 
内 容	他システムで取得したポイントをデジタル地域通貨のポイントへ移行する。	
メリット	・システム連携に伴い利便性が向上する。	
実施エリア	加西市内 等	

(11) 給付金等をポイントで交付

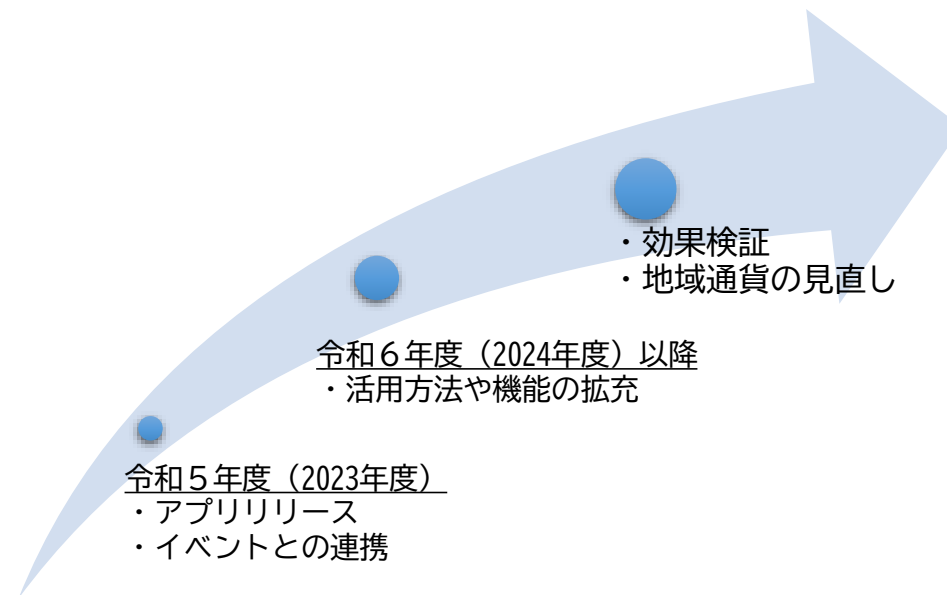
方 針	(2)、(4)	イメージ図 
内 容	現金や商品券等で支給している給付金等を以下の方法で配布する。 ア 対象者へ専用の二次元コードを郵送する。 イ システム利用者から対象者を抽出し、ポイントを一括で付与する（要事前登録）。	
メリット	・ポイントの市内限定使用により地域経済が活性化する。 ※使用先を給付金等の目的に沿った業種に指定可能 ・給付金の申請から交付までの日数を短縮できる。	
実施エリア	天草市内、豊中市内 等	

※過去に本市で実施した「市内店舗での利用額に応じたキャッシュバック事業」や「プレミアム商品券事業」のような事業は、デジタル地域通貨でも利用可能です。

第4章 効果検証

1 検証時期

デジタル地域通貨は、継続的に利用してもらうことで、「地域コミュニティの活性化」と「地域経済の活性化」という目的を実現することができます。私たちの周りには既に便利で使いやすい様々なキャッシュレス決済があります。このような状況の中で、八王子市デジタル地域通貨を継続利用してもらうため、活用方法や機能等について、若い世代や参加店舗の意見等を取り入れながら、一定の時期（概ね3年後）にその効果を検証し、必要に応じて見直しをすることとします。



2 検証方法

以下に掲げる検証項目は現時点で考えられるものであり、実際の検証時にはデジタル技術の進展や社会情勢の変化なども踏まえ、改めて検証項目や検証内容について議論を行うこととします。検証に際しては、利用状況等を勘案して、利用者や地域のニーズを踏まえているか等、八王子市デジタル地域通貨の効果を中心に評価します。また、年度毎に利用状況の分析と改善を繰り返す（アジャイル）ことも併せて実施し、利用者ニーズの変化にスピード感をもって対応していくこととします。

検証項目	検証内容
登録者数	アプリダウンロード数
アプリ利用者数	月間アクティブユーザー数（MAU：Monthly Active Users）
登録店舗数	登録店舗数
流通可能性	スマートフォン保有率、本市人口
流通量	チャージ額、利用金額、未使用額
利用状況	利用傾向（店舗の種類）、利用頻度
行動変容	ポイント付与等を実施したイベント等の参加者数
事業統合	デジタル地域通貨を活用した所管課の事業数
持続可能性	運用コスト、財源、広告収入額
拡張性	拡張予定の機能数
効果性	ビッグデータの活用による業務改善数